○国土交通省告示第七百六十号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第七十条第一項の規定により、次のとおり小型特殊自動車について、製作廃止の届出があった。

令和八年六月二十二日

国土交通大臣　金子　恭之

型式認定番号	車名及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
農3460	ヰセキ　ＹＤＳ―Ｔ245Ｆ	井関農機株式会社	愛媛県松山市馬木町700
農3461	ヰセキ　ＹＤＲ―Ｔ248Ｆ	〃	〃
農3462	ヰセキ　ＹＤＳ―Ｔ247Ｆ	〃	〃
農3463	ヰセキ　ＹＤＳ―Ｔ246Ｆ	〃	〃
農3464	ヰセキ　ＹＤＲ―Ｔ249Ｆ	〃	〃
農3465	ヰセキ　ＹＤＳ―Ｔ244Ｆ	〃	〃
農3466	ヰセキ　ＹＤＳ―Ｔ243Ｆ	〃	〃
農3531	ヰセキ　ＹＤＲ―Ｔ264Ｆ	〃	〃
農3532	ヰセキ　ＹＤＲ―Ｔ265Ｆ	〃	〃

○国土交通省告示第七百六十一号

東京都から新島空港の施設変更許可申請があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十三条第二項において準用する第三十八条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年六月二十二日

国土交通大臣　金子　恭之

一　申請者の氏名及び住所　東京都　東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

二　空港の名称及び位置　新島空港　東京都大島支庁管内新島村

三　変更しようとする事項（変更前の事項については、昭和五十九年運輸省告示第六百四十八号、昭和六十二年運輸省告示第三百二十三号及び平成十四年国土交通省告示第二百七十八号を参照。）

イ　標点の位置　北緯三十四度二十二分十秒　東経百三十九度十六分六秒　標高二十八・四メートル

ロ　着陸帯の範囲　第一図及び第二図のうち、イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線で囲まれた区域

ハ　進入区域　第二図のうち、イ、ロ、ヘ、ホ及びイ並びにハ、ニ、チ、ト及びハの各点をそれぞれ順次に結んだ線で囲まれた台形の区域

四　変更後の進入表面、転移表面及び水平表面

イ　進入表面　第二図のうち、着陸帯の短辺（イロ及びハニ）に接続し、かつ、水平面に対し上方へ二十分の一の勾配を有する平面であって、その投影面が進入区域と一致するもの

ロ　転移表面　第二図のうち、進入表面の斜辺（イホ′及びニチ′並びにロヘ′及びハト′）を含む平面及び着陸帯の長辺（イニ及びロハ）を含む平面であって、着陸帯の中心線を含む鉛直面に直角な鉛直面との交線の水平面に対する勾配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ七分の一であるもののうち、進入表面の斜辺を含むものと当該斜辺に接する着陸帯の長辺を含むものとの交線（イヨ及びニカ並びにロヌ及びハル、これらの平面と水平表面を含む平面との交線（タヨ、ヨカ及びカワ並びにリヌ、ヌル及びルヲ）及び進入表面の斜辺（イタ及びニワ並びにロリ及びハヲ）又は着陸帯の長辺（イニ及びロハ）により囲まれる部分

ハ　水平表面　第二図のうち、空港の標点の垂直上方四十五メートルの点を含む水平面のうち、この点を中心として半径千メートルで描いた円周（レの線）で囲まれた部分

五　変更しようとする事項に係る施設の供用開始の予定期日　令和十年七月一日

第一図　新島空港

